

水道料改定などを審議

市議会三月定例会から

三月十日から三月二十九日まで二十日間の会期で、市議会三月定例会が開かれました。今回の議案では、先号でご紹介した市長の施政方針説明のほかに、二ページから五ページにわたってご紹介したることなどが決められました。



川瀬教育長

川瀬氏が教育長に就任

今回の議案で、昨年十月以来空席となっていた教育委員会委員に、川瀬鋭夫氏（本町四、五十八歳）を選任すること

とについて同意が得られました。川瀬氏は、昭和六十一年四月から新津第一小学校校長を務められていました。

●市立幼稚園、へき地保育所の保育料が月額五千五百円から五千八百円に引き上げられました。●学童保育所の保育料が月額三千六百円から三千八百円に引き上げられました。なお、児童養育所は、これまでの市民研究所から第二保育所へ移転しました。

助産費を13万円に引上げ

このほか、三月議案では次のことが決まりました。

●国保条例が改正され、助産費が十三万円から十三万円に引き上げられました。

●水道料金が改正されました。くわしくは、広報と一緒に配られたチラシをご覧ください。

●花き総合センター条例、石油の世界価格が決定され、使用料、入館料が決定されました。くわしくは次号以後の広報でご紹介する予定です。

●議決案が一部改正され、市役所の組織機構の改正が認められました。くわしくは左のページをご覧ください。

議場の閉場にあらたつて

新津市議会議員 石井 芳

新庁舎の竣工を六月に控えて、本議場における本会議も、今日が最後となりました。願ひれば、昭和三十八年十二月定例会の開会より今日まで約二十五年間、四分の一世紀に及ぶ長きにわたって新津市議会議員としての大任を果たしてまいりました。誠に感無量なるものがあります。

思えば、この間三百回以上にもわたる本会議あるいは全員協議会が開かれ、新津市政に係る重要な膨大な案件が議決されたのであります。従って、多数の先輩議員各位には、活発なる議論を展開された中であつて、時にはユーモアあふれる発言による大笑あり、時にはほほほの熱意の

62年度一般会計予算を補正

三月議案では、2～5ページで紹介した昭和63年度予算のほかに、昭和62年度の一般会計、特別会計予算の補正も認められました。

◇一般会計…5273万5000円を追加し、総額139億199万6000円に。

◇老人保健特別会計…総額に変わりはなく、歳入のみ一部組替え。

◇下水道事業特別会計…1109万8000円を減額し、総額31億9074万1000円に。

◇国民健康保険特別会計…7484万7000円を追加し、総額29億5457万6000円に。

条例制定、一部改正を審議

また、今議案では、右で紹介したほかに、新津市固定資産評価審査委員会条例（従来規則で定められていたものを条例化したもの）、新津市行政財産使用料条例（市庁舎などの目的外使用について使用料を定めるもの）が新たに制定され、新津市印刷条例など11条例の一部改正も行われました。

なお、新津市秋葉学園条例、新津市市民研究所条例の廃止も決められましたが、市民研究所をいつ廃止するかについては、改めて規則で定めることとされました。

統廃合で一課二室を削減

市役所の組織機構を大幅に改正

四月一日付で、市役所の組織機構が大幅に改正されました（一部は未実施）。主な改正点は、次のとおりです。

●今回の改正では、課の統廃合により一課二室が削減されたほか、課は、統廃合により十二係が削減され、六係が新設されました。

●教育次長制度の新設

●教育長補佐の設置

●教育委員会事務局、教育機関などの総合調整を図る職として教育次長制度を新設。

●課の統廃合・改称

●地域振興室を商工観光課に、社会体育課を社会教育課に、青少年対策室を学校教育課に統合。

●学校給食共同調理場を学校教育課に所管替え。

●企画室を企画調整課に、環境整備課を生活環境課に改称。

●係の新設・統廃合・改称

●商工観光課：地域振興係を新設し、労務係を商工振興係に統合。

●能代川、国道整備対策室：事業係を新設。

●学校教育課：青少年育成係を新設し、東部地区学校給食共同調理場に事業係を新設。

●社会教育課：社会体育係を新設。

●市民課：市庁舎移転に際し、現庁舎にサービスコーナーを新設し、市民係の所管に予定。

●総務課：文書係を庶務係に、財政課用度係を庶務係に統合。

●財政課：用度係を庶務課へ移管。

●税務課：諸税係を市民税係

に統合。

●農林課：畜産センターを移管した後、農産係と畜産係を統合し農畜産係に予定。

●社会福祉課：社会福祉の分掌事務を援護係と福祉係にそれぞれ吸収させ、社会係を廃止。

●中央公民館：庶務係を事業係に統合。

●視聴覚センター：指導係を管理係に統合。

●監査委員事務局：監査係を庶務係に統合。

●農業委員会事務局：庶務係を農地係に統合。

●都市計画課：公園緑地係を維持係に改称。

●水道局施設課：技術係を浄水管理係に改称。

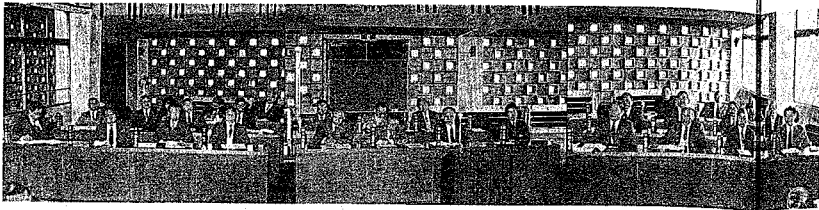
●出先機関の統廃合・改称

●秋葉学園を廃止。

●市民研究所を廃止予定。

●母子健康センターを移転。

●廃棄物処理センターを清掃センターに改称。



新庁舎への移転を間近に控え、現議場で最後の審議を行う議員の皆さん

余り議長席にかけ上る等のエピソードもありました。感慨無量なものがあります。

さらには、先輩議員・理事者の中に、不幸にも在職中に病に倒れ、他界された方があり、ここに改めて深く哀悼の意を表するものであります。この二十五年間、市政発展のため、市民の福祉のため、この議場において奮闘された先輩議員並びに理事者各位に深く敬意と感謝の意を表するものであります。

幸い、この伝統と歴史を有する議場が新しい新津市に、市民の多目的ホールとして活用されることになりました。全市民の皆さんが広く利用されることを期待してやみません。

三月定例会の開会と併せて、この議場の最後のお別れに際し、一言感謝をこめてごあいさついたします。ありがとうございました。

事業拡張などに助成金

新津職安管内市町村を雇用開発促進地域に指定

今年の四月一日付で、新津市をはじめとする十二市町村（新津公共職業安定所管内の市町村）が、地域雇用開発促進地域に指定されました。指定期間は、五年間です。この地域指定により、次の

① ②に該当する事業主は、地域雇用開発助成金を受給できるようになりました。

① 事業所の施設や設備を新設、増設、購入、賃借して（その費用の合計額が五百万円以上のもにに限る）、新たに事業を始め、または

② ①に伴い、その地域に居住する求職者を公共職業安定所の紹介により常用労働者として雇い入れること。

（助成金の内容）

地域雇用奨励金：設置、整備した事業所の操業開始日から

一定の期間、雇い入れた労働者に支払った賃金の一定の割合の額を助成します。地域雇用特別奨励金：雇い入れた労働者が五人以上（小規模企業の場合は三人以上）の場合には、その人数と雇入れに係る費用に応じ、一定の回数、一定の金額を助成します。

お買物、ご用命は市内で

お買物、ご用命は市内で

靴なら何でも揃うイザワ

市役所前

TEL 22 0625

“柑橘”の美味しいシーズンです！

=フレッシュな甘さ、香りの=

いよかん、甘夏、ハチ、グレープフルーツなど、店内いっぱい勢揃いしました。

フレッシュでおいしい果物の店

新津市本町3 TEL 23-0397

電気のことなら、お気軽に！

お宅の家電品はすべて調子よくお役に立っておりますでしょうか？ちよつと点検してみませんか。もし、お困りのもの、ご不満のものがございましたら何なりとご相談下さい。

（どのメーカーでも結構です）

※午後8時まで営業

YAEDEM 八重電商事

新津市 新津市本町2781-13 (0250) 24-3131

墓石 記念碑 石堀 建築石材

石材工事一式設計施工

墓石 川上石材店

墓石修理、補修、見積、設計等御電話下されば御伺い致します

TEL 23-0387 新津市中沢町2-6